

## 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(案)に対する主な意見

### (1) ガイドラインの記述の明確化、趣旨の確認に関する主な意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
全般	金融分野における個人情報に関するガイドラインに、厚生労働省の告示「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき指針」を取り込む必要がある。	個人情報の保護に関する法律第36条第1項第1号に基づき、雇用管理における個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」によることとなります。
第1条 目的 第2項	各業界の自主ガイドラインについて、その策定の重要性のみならず、これを遵守することの重要性を強調する文言を追加されたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。
第1条 第3項注	努力義務措置に関し、「こととする」「適切である」「望ましい」という3つの表現を用いておられますが、「こととする」と記載された事項、「適切である」と記載された事項、「望ましい」と記載された事項を遵守しなかった場合に、個人情報保護法上どのような措置がとられるのか、証券取引法、銀行法および保険業法等の各種業法に基づく貴庁による立入検査や行政処分などにどのような影響を与えるのかをガイドライン中で明らかにしてください。	ガイドラインの努力措置については、規定振りにより、その効果に関する相違はありません。努力措置を遵守していないことのみをもって、個人情報保護法の違反とはならないものと解されます。なお、個人情報保護法が全面施行されるに当たり、業法に基づく顧客情報の適正な管理については、検査及び監督のあり方も含め、今後、検討を進め、検討結果を明らかにしてまいります。
第3条 利用目的の特定 第3項	第3項において「与信事業に際して、個人情報を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることが望ましく…」とありますが「同意を得る」とすべきです。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。
第3条 第3項	「ダイレクトメールの発送に利用することを同意させる等の行為をすべきではない」とされているが、本人によるダイレクトメールの拒否権も明確にすべきである。	御指摘の趣旨を踏まえ、本人によるダイレクトメールの発送に係る利用目的拒否に関し、規定することとします。
第3条 (旧)第3項(現第4項)	本ガイドライン案第8条2項との整合性を図るため、「また、事業者が与信事業に当たり個人情報を個人信用情報機関に提供する場合には、その旨を利用目的に明示して本人の同意を得ることが望ましい。」との記述としていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。

## (1) ガイドラインの記述の明確化、趣旨の確認に関する主な意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
第4条 同意の形式について	「本人の意思の十分な確認」の「十分な」の程度が不明確なので、「本人の意思が明確に反映される方法により確認を行うこと」としていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。
第10～12条 安全管理措置等	安全管理措置は、全項目望ましいレベルと考えてよいか。	安全管理措置については、第10条第1項、同条第5項、同条6項、第11条第1項、同条第3項、第12条第1項、同条第3項が義務規程(対応必須)となります。なお、趣旨を明確にするため、第11条第3項本文文末を「行わなければならない」と記述を修正いたします。
第10条 安全管理措置	安全管理措置の中に、経済産業省のガイドラインなどに含まれている「物理的安全管理措置」が含まれていませんが、これは別途公表されるものと考えてよろしいのでしょうか。その場合は、公表時期を教えてください。	経済産業分野のガイドラインにおいて、「物理的安全管理措置」として定められている「入退館(室)管理の実施、盗難等の防止、機器・装置等の物理的な保護」については、当庁のガイドラインにおいては、「組織的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」の観点で整理し、それぞれ(「組織」と「技術」)の安全管理措置に規定しております。
第10条 第3項	従業者には派遣職員も含むと第11条2項に定められていますが、雇用関係のない派遣職員と、同条に定める非開示契約を締結することはできないのでしょうか。	本項は、従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを約したことを文書により確認できる手段の整備を求めているものであり、契約以外にも、誓約書や念書などの形態でも本要件を満たしていることから、「非開示契約の締結等」と記述を修正いたします。
第11条 従業者の監督	「その職を退いた者」に対し、退職後においても在職中に担当した業務で知り得た個人データに関して守秘義務を負うということを在職者と契約するという趣旨に解釈してよろしいでしょうか。仮に、退職者も含むとした場合、退職者についてまで定期的な契約の締結することは実務上不可能です。	御指摘を踏まえ、趣旨を明確化する観点から、第11条第3項 については、「従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を…締結すること」と記述を修正いたします。
第11条	個人情報取扱事業者と従業員との契約を「採用時等および一定期間毎」に締結するとされているが、従業者の取扱情報範囲が変更された場合などに改めて確認を行うことが必要という趣旨であれば、採用時等の「等」で読むことができ、「一定期間毎」については不要ではないか。	従業者との非開示契約等は、採用時だけでなく、組織再編等により従業者の取扱情報範囲が変更された場合などにも、改めて確保することが必要と考えられますが、御指摘を踏まえ、趣旨を明確にするため、記述を修正いたします。

## (1) ガイドラインの記述の明確化、趣旨の確認に関する主な意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
第13条 第三者への情報提供の制限	ガイドライン案第13条第1項では、第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用内容、第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとするとしていますが、これらの条件を満たさない限り、個人情報保護法附則第3条の「法施行前に法23条第1項の規定による本人の同意に相当する同意がある場合」には該当しないと考えておられるのでしょうか。	御指摘の通りであり、既に得られている本人からの同意に際し、ガイドラインに定める事項が本人に認識されていない場合には、法施行前に認識を得ることにより、法附則第3条の「相当するもの」と解されるものです。
第13条	個人情報の第三者提供に際して同意を不要となる、個人情報保護法第23条第4項第1号及び第2号の内容をガイドラインにおいて明記すべきである。	ガイドライン第13条は、個人情報の保護に関する法律第23条に基づくものであり、法第23条第4項第1号及び第2号に該当する場合には、第三者に該当しないこととなります。趣旨を明確化するためガイドライン第13条において、法第23条第4項第1号及び第2号に該当する場合には第三者に該当しない旨の記載を追加することといたします。
第13条 第3項、第5項	ガイドライン第13条第3項及び第5項については、個人信用情報機関を通じた効率的かつ効果的な方法による事業者の融資判断及びリスク審査機能を阻害するものではないか。	ガイドライン第13条第3項及び第5項は、個人信用情報機関を通じた資金需要者の返済能力に関する情報の当該者の返済能力の調査への活用について、返済能力に関する情報の漏えい及び不適正使用等を防止し、情報の正確性及び本人の適切な関与等を確保する等の観点から必要な措置を定めているものです。
第13条 第3項	会員企業名の公表については、現実的な方法と思えないため、削除を希望します。	ガイドライン第13条第3項は、個人信用情報機関に対し提供した個人データが、当該機関の会員企業にも提供されることとなるため、会員企業名等の記載に基づき、個人データが会員企業にも提供されることを本人が認識した上で同意を得ることを求めるものであり、原案を維持します。
第13条 第5項	第13条「第三者提供の制限」の5項「与信事業者における法第23条第2項の適用について」の規定は読み取りにくい。表現の工夫を求める。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。

## (2)個別事案に関するガイドライン上の解釈を求める意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
全般 遡及的な適用	金融事業者がすでに収集した個人情報への適用に関し、本ガイドラインが遡及的な効果を有しないとすべき	本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律に基づき適用されるものであり、同法は施行日以降取り扱われる個人情報に適用されますが、同法の施行前に行われた本人の個人情報の取扱いに関する同意又は通知に関しては、同法附則第2条から第5条によることとなるものです。
第1条 目的 第3項	ホール・セール型事業者において、個人データの件数の合計が過去六月以内のいずれの日においても5,001を超えない(すなわち「個人情報取扱事業者」に該当しない)場合においても、本ガイドラインを厳密に遵守していない場合には、監督官庁として業法に基づき行政処分を行う事があるのでしょうか。	個人情報の保護に関する法律施行令第2条により個人情報取扱事業者に当たらない者が本ガイドラインに違反した場合には、個人情報保護法による勧告・命令等の対象とはなりません。他方、顧客情報の不適正な管理に対しては、今後、業法に基づく監督等のあり方を検討し、検討結果を明らかにしてまいります。
第2条 定義等 第3項	個人信用情報機関に加盟する事業者は、すべて個人情報取扱事業者として第4章個人情報取扱事業者の義務等の適用対象となることを明示していただきたい。	保有する個人情報の数が5千件を超える個人信用情報機関の会員として、当該機関の保有する個人情報を事業の用に供している事業者は、自ら保有する個人情報の数が5千件未満であっても、個人情報取扱事業者になると解されます。
第3条 利用目的の特定 第3項	事業者が、顧客に対して同意の対象となる情報を選択させて同意を得るのであれば、「優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として」同意をさせたとはいえないと考えるが、そう解してよいかどうか。	同意の対象となる「利用目的」を個別に掲げ、本人の選択に基づき同意を得る場合であれば、本条項の違反とはならないと解されます。
第4条 「同意」の形式について	「原則として書面による」とあるが、非対面による申込に対応するために利用目的等の口頭若しくはインターネット上(同意をするかどうかをクリックする等)の同意後、後日書面を徴収する方法は例外的に許されることを例示していただきたい。	「口頭」によって同意を得る場合であっても、本人の意思が明確に反映できる方法により確認が行われ、録音等により事後的に検証可能な方法であれば、本条の趣旨に沿った方法であると考えられます。
第5条 利用目的による制限 第3項 (第13条第1項)	証券業協会が、金融庁長官から委任を受けた外務員登録事務の遂行のため、協会員からの照会により、その役員等の外務員資格等や証券取引法・協会規則に基づく処分の有無等を当該協会員に回答を行う場合は、第5条第3項 又は第13条第1項 に該当すると考えて良いか。	御指摘の通りです。

## (2)個別事案に関するガイドライン上の解釈を求める意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
第5条 第3項	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。」の例として、「いわゆる総会屋や暴力団の違法行為に関する情報を収集する場合」が挙げられているが、いわゆる総会屋や暴力団に限らず、「不当被害要求等の反社会的行為を防止する為、個人情報取扱事業者が反社会的行為に関する情報を収集する場合」についても第5条第3項の適用除外事由に含まれることを確認したい。	個人情報の保護に関する法律第16条第3項第4号については、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することによりその保護が図られることについての合理性を要すると解されることから、本ガイドライン第5条第3項第2号の適用も当該解釈によることとなります。
第6条 機微(センシティブ)情報について	個人情報取扱事業者が、センシティブ情報を取得してもデータベース化しなければ、当該センシティブ情報との関係では個人情報取扱事業者とならず、その取得・利用が許されるのか、それとも当社が個人情報取扱事業者である以上、データベース化されているか否かは問われず、その取得・利用は許されないこととなるのか。	ガイドライン第6条において機微情報は、データベース化しているか否かを問わず、取得、利用及び第三者提供に関して原則として禁止されるものです。
第6条	個人情報は公開された情報も含むと解されていますが、ガイドライン案第6条のセンシティブ情報には公開された個人情報が含まれるのでしょうか。公開情報が含まれる場合、金融機関が、例えば犯罪を報道するテレビ番組を視聴したり、新聞や週刊誌等を購読することが禁止されることにならないよう、例外を設けるなどの措置をとるべきではないでしょうか。	新聞又は官報等に記載された公知の情報については、機微情報に当たらないと解されます。
第6条 第1項	事業者が本人確認のために取得する書面に記載されたセンシティブ情報を、すみやかに黒塗りして保管する場合は、センシティブ情報の取得に該当しないと考えてよいか。	御指摘の通りです。
第6条 第1項	機微(センシティブ)情報として「人種及び民族」「門地および本籍地」が規定されているが、相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために、「国籍(永住権の有無を含む)」を使用する場合に、当該「国籍」情報は、機微(センシティブ)情報には該当しないことについて確認したい。	準拠法に関して、国籍の確認に用いる場合は、御指摘の通りです。

## (2)個別事案に関するガイドライン上の解釈を求める意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
第6条 第1項1号	例えば暴対法に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等にて連携される、暴力団や反社会的団体もしくはその構成員の反社会的行為に関する情報等は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく場合として「法令等に基づく場合」に含まれることを確認したい。	御指摘の通りです。
第6条 第1項第5号	政治・宗教等の団体若しくは労働組合等から従業員の福利厚生のために年金信託、団体信託を受託する際に、当該従業員等の個人情報を取得する場合は、機微(センシティブ)情報の取得、利用等に係る例外事項のうち、第5号に該当するという理解でよいか確認したい。	第5号については、源泉徴収事務以外にも、御指摘の団体に関する事務の受託結果として個人情報を取得する場合も該当するものと考えられます。
第8条 取得に際しての利用目的の通知 第1項	電話での取引事業において、電話音声ガイドで個人情報の利用目的を説明する専用のフリーダイヤルを設ける措置を講じていれば、その事業の態様に応じた適切な方法となると考えるが、そう解してよいかどうか。	御指摘の事業の態様の場合には、御指摘の通りです。
第8条 第2項	第2項の2行目に記載されている「契約書その他の書面」とは何を意味しているのか。	個人情報の保護に関する法律第18条第2項において「契約書その他の書面」には、返信用ハガキ、アンケート調査用紙等が該当するものと解され、本ガイドラインは当該解釈に基づき適用されます。
第8条 第2項	法人顧客の担当者と名刺交換をするごとに、書面により利用目的を明示することは現実的でない。	御指摘の名刺交換の場合は、個人情報の保護に関する法律第18条第4項第4号において、「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解され、本ガイドラインは当該解釈に基づき適用されます。
第9条 データ内容の正確性の確保	個人データの「消去」は、データの完全な破棄又は削除が事実上不可能であるため、技術的に実現できない。事業者がデータ使用を抑制し、又は積極的な活用から除外し、又は可能な箇所すべてからデータを削除するというように止めるべき。	個人情報の保護に関する法律第2条第5項において、「消去」の一般的に求められる程度は、通常の方法によっては当該データを復旧できない状態とすれば足り、必ずしもハードディスク等の記録媒体を物理的に破壊することまで求められるものではないと解されていることから、本ガイドライン第9条の「消去」も、同法の当該解釈に基づき適用されるものです。

## (2)個別事案に関するガイドライン上の解釈を求める意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
第9条	個人データを破棄又は削除すれば事業者が適用される法律に違反することになる場合は、ガイドライン第9条に関し、破棄又は削除が行われるべきではないとすべき。	ガイドライン第9条は、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、当該法令等に基づく保存期間によることとしています。
第12条 委託先の監督 第3項第2号	金融機関等が個人データの取扱いを他に委託する場合には、委託先との間で個人データ管理のための措置を確保すれば足り、委託先の従業員との間で非開示契約を締結する必要はないと考えるが、そう解してよいかどうか。	御指摘のとおりです。但し、委託先企業において従業者との間で個人データ非開示契約等が締結されていることを委託先選定基準に盛り込むことが、ガイドライン第12条(委託先の監督)により別途求められることとなります。
第15条 開示	保有個人データの全部または大量な開示依頼があった場合に、「開示すべき個人データの量が多いこと」を理由に開示拒否ができないことが、實際上予想される場合、本人より目的など聴取して制限的に開示することは可能か。	個人情報の保護に関する法律第25条においては、開示の目的による開示請求の制限は設けられていません。本ガイドラインは、同法の当該解釈に基づき適用されます。
第18条 理由の説明 第1項第2号	契約等終了後も長期保管している個人情報があるが、書庫等に押込んでいるのが現状で検索に相当の時間を要するため、開示のための作業負担大による「業務の著しい支障」を理由に開示不可とすることはできるか。	個人情報の保護に関する法律第25条第1項第2号における「著しい支障」は支障の重大性、原状回復の困難性等により個別に適切に判断されるべきものであり、単に事務量が大きいことのみでは該当しないものと解されており、本ガイドラインは、同法の当該解釈に基づき適用されます。
第19条 開示等の求めに応じる手続き	すべての支店又は販売事務所で開示の請求に応ずる手段を定める代わりに、本ガイドラインは、顧客がかかる請求をなし得る場所を、一箇所又は非常に限られた数だけ設置することを許可すべき。	個人情報の保護に関する法律第29条第4項は、開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなければならないと定められていることから、開示等の求めが行える場所の数等については、本人の負担を配慮して定める必要があるものと解されます。ガイドライン第19条は、同法の当該解釈に基づき執行されるものです。

**(3) ガイドラインにおいて、個人情報の保護に関する法律の解釈上認められない措置を求める意見**

箇所(条文)	質問の概要(公表用)	回 答
第2条 定義等	「個人情報」の定義において、公的に入手可能な情報及び無名データを除外するべきである。	個人情報の保護に関する法律において、公的に入手可能な情報も同法の定義における「個人情報」に該当するものと解されるとともに、氏名が明示されていない個人情報については、氏名以外の記述等により特定の個人が識別できるものは「個人情報」に該当するものと解されております。本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。
第15条 開示	就職、又は雇用者の信用調査等のために開示文書を本人に提出するよう求めてはならない旨をガイドラインに明示していただくか、個別法による対応をお願いいたします。	個人情報の保護に関する法律第25条においては、開示の目的による制約を設けていないため、事業者は同条第1項但書きに定める場合のみ、全部又は一部の開示をしないことができるものです。本ガイドラインは、同法に基づき適用されます。なお、ガイドライン第19条第2項に基づき、本人にのみ直接開示等することは妨げられません。
第16条、17条 訂正等、利用停止等	本人からのアクセス、訂正、削除などの要求は、妥当なものについては対応すべきである。	個人情報の保護に関する法律第16,17条においては、各条に例外として定められた場合を除き、事業者は訂正等及び利用停止等を義務付けられており、本ガイドラインは、同法に基づき適用されるものです。
全般 その他 越境データの適用	「金融分野の個人情報保護に関するガイドライン」に基づく事業者の義務は、事業者が国内で取得した個人情報についてのみ適用されることとし、海外で取得して国内に移送された個人情報には適用すべきでない。	個人情報の保護に関する法律において、事業者が国内において事業の用に供している個人情報については、海外から移送されたものであっても法律上の義務が適用されると解されており、本ガイドラインは、同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用が行われることとなります。



#### (4)ガイドラインの位置付け等に関する意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
<p>全般 努力措置</p>	<p>金融庁は、その対象事業者全てに義務とされるべき事項のみをガイドラインに定めるべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融分野は、個人情報の性質や利用方法などから特に適正な取扱いの厳格な措置を求められていることから、努力措置を定めています。</p>
<p>第6条 機微(センシティブ)情報について</p>	<p>本籍地を機微(センシティブ)情報として明示されてありますが、現代のような個人情報の電子化、大量化に伴う特定の有効性等を勘案すると、本籍地を機微(センシティブ)情報から除くことが望まれます。</p>	<p>社会通念上、本籍地はプライバシー保護上厳正な管理が求められ、金融分野においても本籍地情報の取得について原則としてこれを行わないとの自主的な指針等が従来より明らかにされていることから、本ガイドラインにおいても本籍地情報は機微情報とすることとします。</p>
<p>第10条 安全管理措置</p>	<p>安全管理措置は、個人情報取扱事業者にとってきわめて重要なものと考えますが、目的達成のための具体的な措置及び内容は、個々の事業者の規模や業務の内容等により異なると考えられ、別冊の細目を定められる場合には、画一的なものとならないよう配慮願いたい。</p>	<p>安全管理措置等の実務指針については、ガイドラインで定められた安全管理措置の要件について具体的に定めることとしており、今後、検討結果を示してまいります。 なお、実務指針は、事業者における個人データの安全管理に必要なかつ適切な内容が各事業者における規程等や運用体制の整備に盛り込まれることを必要としています。その具体的な対応方法については各事業者の自主的取組みを求めるものです。</p>
<p>第13条 第三者に対する情報の提供(同意)</p>	<p>第13条に基づく個人情報機関に対する提供の本人同意は不要とし、本人に対して提供する旨を明確に開示すれば足りるとすべきである。</p>	<p>個人情報機関への個人情報の提供は、極めて多数の会員企業との間において、提供した個人情報が利用されることから、本人がその利用方法及び安全管理措置等を認識し同意したうえで提供することを努力措置として求めるものです。</p>

## (5) その他、金融分野における個人情報の保護に関する意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
全般 法制上の措置	金融分野の事業者においては、自社及び業界において自主的取組みを進めており、個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護する観点から、本ガイドライン等を踏まえた貴庁の検査・監督が行われる以上、金融分野における個別法は不要と考えます。	
全般 法制上の措置	本ガイドラインは、金融分野における個人情報の取扱いに関し、他分野に比べ特に厳格な実施が求められる事項を定めており、本ガイドラインの遵守を求めることにより個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられ、金融分野における個別法は不要と考えます。	
全般 法制上の措置	金融分野に類似性を持つ事業分野も広がってきている中、一部の事業者に対してのみ個別法を制定するのは、バランスを失った制度であり、金融分野における個別法は不要と考えます。	個人情報の保護に関する基本方針に基づき、法制上の措置につきましては年内に一定の結論を得るべく検討を進めてまいります。
全般 法制上の措置	ガイドラインでは守秘義務は課することはできない。個人情報保護法による罰則規定では行政命令に違反した場合の構成になっており、直罰規定にはなっていない。個人信用分野の個人情報保護については、すでに多重債務防止の観点から規制がされてきたところである。こうしたことを考慮すると、事業者にはより高度の注意義務を課し、罰則規定をもつ特別法の立法を図るべきである。	
全般 法制上の措置	不正な手段で個人情報を取得した者、あるいは利用した者を罰する法律も必要である。	金融分野に限らない個人情報保護全般に関する御提言として受け止めさせていただくとともに、当庁としても必要な検討への参画を求められる場合には、適切に対応することといたします。
全般 検査・監督のあり方	ガイドラインの努力措置は推奨規定であるため、努力措置に基づき監督/検査を行うことは、監督・検査に際して過度の裁量権を与えることとなる。検査官が検査し評価しなければならない点を明確にするべき。	努力措置を遵守していないことのみをもって、保護法の違反としないものと解されます。なお、御指摘を踏まえ、今後、早急に、本ガイドライン及び安全管理措置等実務指針の内容を踏まえ検査・監督のあり方も含めて検討を進め、検討内容を明らかにしてまいります。

## (5) その他、金融分野における個人情報の保護に関する意見

箇所(条文)	質問の概要	回答
<p>全般 省庁間の問題</p>	<p>金融分野の個人情報保護に関するガイドラインの策定にあたり、日本政府が各分野ごとにガイドラインの策定を進める方針であるため、分野ごとのガイドラインの内容について省庁間で調整を進めるべきである。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、各省庁は、各事業等の分野の実情に応じたガイドラインの策定を検討することとされていることから、当庁においても「金融分野の個人情報の保護に関するガイドライン」の策定に向けて検討を進めておりますが、今後とも、個人情報の保護に関する法律の主管当局等と連携しつつ、各分野に共通する事項や他分野の取組みに関連し、金融分野の個人情報保護の実効性を確保するため、措置すべき事項がないかを引き続き検討してまいります。</p>
<p>第12条 委託先の監督</p>	<p>宅急便約款や運送約款など標準約款について、個人情報保護法の求める委託先における安全管理措置や責任の明確化が図られるよう、行政レベルでの整理が必要ではないか。</p>	<p>個人情報保護に向けた各分野に共通する事項及び他分野の取組みに関し、個人情報保護法主管当局の調整の下、関係省庁と連携しつつ、検討すべき事項がないかを引き続き検討してまいります。</p>